

山梨県公報

号外第三十八号

平成二十三年

四月一日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額
……………一
県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十三号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項の規定による各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

選挙区名	制限額
西八代郡	五百十二万五千九百円
南巨摩郡	五百三十八万七千五百円
中巨摩郡	五百一十九万九百円
南都留郡	五百四十二万六千九百円
甲府市	五百三十六万五千五百円

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏
三分の一の数

富士吉田市	五百六十四万三千三百円
都留市・西桂町	五百十二万六千三百円
山梨市	五百十八万九千円
大月市	五百九十万四千二百円
韮崎市	六百万三千二百円
南アルプス市	五百五十万七千七百円
北杜市	五百六十一万四千八百円
甲斐市	五百五十一万五千四百円
笛吹市	五百四十九万四千四百円
上野原市・北都留郡	五百八十六万五千五百円
甲州市	五百十万三千五百円
中央市	五百八十八万九千八百円

西八代郡	四、九二三
南巨摩郡	一、九四八
中巨摩郡	四、四六六
南都留郡	二、二六四
甲府市	五、八二四
富士吉田市	三、九八六
都留市・西桂町	九、八五〇
山梨市	一〇、三五三
大月市	八、〇四九
斐崎市	八、四四七
南アルプス市	一、九二八五
北杜市	二、七七四
甲斐市	一、九四六二
笛吹市	一、九二〇五
上野原市・北都留郡	七、八七八
甲州市	九、六六六
中央市	七、九九一

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番